

## 用語の解説

### 1. 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

### 2. 従業者

2024年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含まれない。

#### (1) 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

#### (2) 有給役員

事業所の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、この事業所が役員報酬を支給している場合は、この事業所の有給役員に該当する。

#### (3) 常用雇用者

期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。臨時社員などと呼ばれている人でも、この定義に当てはまる場合は常用雇用者に含める。

#### (4) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

#### (5) 有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

#### (6) 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

#### (7) 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

#### (8) 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

### 3. 事業所の産業分類

調査期間の1年間における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類（第14回改定／2024年4月1日施行）に基づき分類している。

なお、本書においては、中分類、小分類又は細分類に分類している。

#### 4. 集計項目

##### (1) 事業所数

=従業者1人以上の事業所数（※個人経営の事業所は含まれない）

##### (2) 従業者数

=有給役員+常用雇用者-送出者+出向・派遣受入者

##### (3) 製造品出荷額等

=製造品出荷額+製造工程から出たくず及び廃物の出荷額+加工貢収入額

+その他収入額（転売収入、修理料収入、販売電力収入、冷蔵保管料収入等）

+（消費税額、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額）

##### (4) 付加価値額(従業者30人以上の事業所)

=製造品出荷額等+（製造品年末在庫額-製造品年初在庫額）

+（半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額）

-（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額、推計消費税額）

-原材料・燃料・電力使用額等-減価償却額

##### (5) 粗付加価値額(従業者29人以下の事業所)

=製造品出荷額等

-（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額、推計消費税額）

-原材料・燃料・電力使用額等

#### 5. 品目別

##### (1) 産出事業所

産業格付とは関係なく、当該品目を生産した全ての事業所を集計している。

##### (2) 製造品の出荷

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものも含む。）を、2023年1月から2023年12月までの1年間に当該事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。なお、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したものの（販売済みでないものを含み、2023年中に返品されたものを除く。）

##### (3) 出荷金額

消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

##### (4) 品目と産業の関係

製造品が複数の品目にわたる事業所の産業格付は、生産するそれぞれの品目の製造品出荷金額の大きさの割合によって、産業を決定している。したがって、生産品目は同一品目であっても、同一産業から生産されるだけではなく、他の種々な産業でも生産されていることがある。

なお、「表6 産業中分類品目別の産出事業所数」は、貢加工専業の事業所は除いているため、「表2 産業中分類別の事業所数」とは一致しない場合がある。